会 費 細 則

伊平屋郷友会(照るしの会)

<総則>

第1条 この伊平屋郷友会(以下「本会」という。)の会費については、会則第14条 により、この細則で定める。

<会費>

第2条 本会の会員の年会費は、次のとおりとする。

一般会員	1,000 円/年額
同居する家族会員	500 円/年額
	2,000 円/年額

- 第3条 会費は、当該会計年度の2年間の合計を、一括を納入しなければならない。
- 第4条 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。
- 第5条 納入方法は、主なイベント時に現金納入を原則とするが、金融振り込みも可とする。 また、会員証カード発行申請時にその都度同時に納入も可とする。

<会員証>

- 第6条 本会の会員には、申し出た方には会員証カードを発行します。 ただし、会計年度毎の5月末日を有効期限とする。
- 第7条 会員証カードの発行は、1回につき、手数料500円とする。
- 第8条 会員証カードには、氏名、支部名、会員番号、顔写真を表記します。
- 第9条 会員の特典として、次の事項を施策しています。
 - 1. 会員企業、商店などでの商品割引制度を設け、会員相互の利益を享受する。
 - 2. 会員限定のフェリー運賃割引制度を導入し、伊平屋往来を活発化する。
 - 3. その他、本会に関わる情報提供などの特典

<補足>

第10条 この細則は、理事会の議を経て、変更することができる。